

2024 年 4 月 1 日

所定疾患施設療養について

介護老人保健施設において、入所されている利用者さんの医療ニーズに適切に対応する観点から、『肺炎・尿路感染症他』を発症した際、施設内の対応について以下算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者さんの健康及び安心安全した生活に繋げていくことが出来る様努めております。

【算定要件】

1. 所定疾患施設療養費対象者

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要する方に限ります）
- 蜂窩織炎

I 利用者様に対し、『投薬・検査・注射・処置』等行った際に算定いたします。

Ⅱ 同一の利用者さんに対して、ひと月に1回連続する10日間を限定として算定いたします。(治療が翌月までかかる場合、当該月まで発生いたします)

Ⅲ 「所定疾患施設療養費」と「緊急時施設療養費」は同時に算定することが出来ない為、
「緊急時施設療養費」を算定した日は、当該加算は算定いたしません。

2. 診断名、診断日、投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録（カルテ）に記載いたします。

3. 請求に際して、「診断・検査・治療内容等」を記載いたします。

4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表いたします。

☆公表は、当施設ホームページを活用し、前年度の当該加算の算定状況をご報告いたします。

＜所定疾患施設療養費の算定状況＞

[illegible]